

平成 20 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名：昭和電工株式会社  
(コード：4004 東京証券取引所市場第一部)  
代表者名：取締役社長 高橋 恭平  
問合せ先：執行役員 I R・広報室長 佐藤 勝信  
(TEL：03-5470-3235)

## 昭和炭酸株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

昭和電工株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成 20 年 5 月 20 日開催の取締役会において、下記のとおり昭和炭酸株式会社(コード：4096 東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けを実施する背景及び理由

当社は、現在、発行済株式総数の 20.58%を保有し持分法適用関連会社としている対象者について、このたび連結子会社とすることを目的に、対象者株式を本公開買付けにより取得することを決定いたしました。

当社は、昭和 6 年川崎事業所において初めて国産技術を用い、アンモニア製造に成功して以来、日本のアンモニア工業のパイオニアとして化学工業の発展に貢献してまいりました。アンモニアは、多様な化学工業原料、金属の表面処理、大気汚染のもととなる窒素酸化物の除去など、社会の広い分野で使用されております。当社のアンモニア事業は、アフターサービスや多年にわたり蓄積してきた技術、ノウハウが高く評価され、多くのお客様から高い信頼を得ております。お客様の信頼にお答えすることにより当社はアンモニアの国内市場において高いシェアを誇ってまいりました。

対象者は、当社のアンモニア製造プロセスより副生される炭酸ガスを利用し、液化した炭酸ガス、ドライアイスの製造・販売を行っております。炭酸ガス、ドライアイスは、産業用、民生用の多くの分野で使用されており、対象者の川崎工場は国内最大の炭酸ガス製造工場であります。

現在、当社は、蓄積された技術、ノウハウ、人材を生かして個性的な製品・サービスを創出・提供する「個性派企業」の追求と「社会貢献企業」の実現に向けて、連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」を推進しております。「プロジェクト・パッション」では、アンモニア事業を含む「基盤事業」を、安定的な資金と利益源として位置付け、その戦略的強化と利益の持続的拡大を目指しております。

一方、対象者は、中期経営計画「Vプラン」に基づき、業容拡大と収益向上によりフリー・キャッシュ・フロー(以下「FCF」といいます。)の増大を目指しております。

当社及び対象者は補完関係にあり、川崎地区を拠点とする製造・ロジスティクス分野を中心として、両社が保有する経営資源を相互に有効活用し、従前にも増して連携を強化することが、より効率的かつ効果的であると考えます。具体的には、対象者が当社の連結子会社となることにより、当社は対象者の国内 12 箇所の販売拠点を活用することができ、一方、対象者はメーカーである当社グループ

の一員として一般産業ガスを販売することにより、当社、対象者ともに一般産業ガスの販売強化が可能となるものと考えます。さらに、アジア地区における海外事業についても、当社と対象者の協力関係の強化により、両社にとって事業展開の機会拡大が期待されます。

「基盤事業」の戦略的強化による持続的な利益の拡大、F C Fの増大とともに、環境負荷低減と循環型社会への取り組みによる「社会貢献企業」グループの実現に向けて、対象者を連結子会社することを目的に本公開買付けを実施することを決定いたしました。

#### (2) 本公開買付け実施後の経営方針

本公開買付けの実施後も対象者の経営方針に大きな変更はありませんが、両社の協力関係をより強化し、事業協力を深めていく方針であります。両社の製品販売における相互の営業基盤の活用など、両社事業間のシナジーを高め、当社及び対象者の企業価値の増大を図ってまいります。

#### (3) 本公開買付けに関する合意等

対象者は平成 20 年 5 月 20 日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。なお、対象者の取締役である高橋恭平氏は当社の取締役社長を兼務しており、当社と対象者との利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておりません。また、当社の役職員として勤務した経歴を有し、対象者取締役である藤井豊春氏、下村勝氏及び西本教幸氏についても、表明意見の公正性を担保する観点から、上記審議及び決議への参加を差し控えております。同様の観点から、対象者の大株主である株式会社ニチレイの取締役を兼務する三田勇太郎氏は、上記決議において棄権しております。

#### (4) 上場廃止の有無について

対象者株式は東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、当社は、本公開買付け後も引き続き対象者の上場を維持する方針です。従いまして、本公開買付けにおいては買付け等を行う株券等の予定数に上限（7,175,000 株）を設定しております。

今回取得する株式については、当面継続保有する予定であり、また、現時点において追加での株式取得は予定しておりません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要（平成 19 年 9 月 30 日現在）

① 商号	昭和炭酸株式会社
② 事業内容	液化炭酸ガス、ドライアイス、窒素、冷媒ガス、殺菌ガス、食品保存用ガス、急速冷凍装置、アルカリ排水中和装置、バリ取り装置等の製造販売、その他取り扱い高圧ガス、低温流通システムの関連商品等の販売
③ 設立年月日	昭和 19 年 3 月 13 日
④ 本店所在地	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号 ニチレイ水道橋ビル
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 豊春

⑥	資本金	2,079,288 千円	
⑦	大株主及び持株比率	株式会社ニチレイ	20.58%
		昭和電工株式会社	20.58%
		クレディ スイス ユーロ ピービー クライアント エスエフ ピー ブイエル (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	3.39%
		株式会社みずほコーポレート銀行	3.05%
		日本生命保険相互会社	2.64%
		富国生命保険相互会社	2.07%
		みずほ信託銀行株式会社	2.06%
		株式会社損害保険ジャパン	1.69%
		谷川 武史	1.25%
		昭和炭酸従業員持株会	0.93%
⑧	買付者と対象者の 関係等	資本関係	当社は対象者の普通株式 4,999,478 株を保有しております。
		人的関係	当社は対象者へ社外取締役及び社外監査役を各 1 名派遣しております。
		取引関係	当社は原料炭酸ガスを対象者に販売しており、また、その他の工業ガスに関する取引があります。(平成 19 年度の取引金額は約 23 億円)
		関連当事者への該当状況	対象者は当社の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 20 年 5 月 21 日 (水曜日) から平成 20 年 6 月 18 日 (水曜日) まで (21 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下「法」といいます。) 第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 20 年 7 月 1 日 (火曜日) までとなります。

(3) 買付け等の価格 1 株につき 415 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するに際して参考にするため、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社 (以下「野村證券」といいます。) に対し、対象者の株式価

値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成20年5月19日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 294円  
 類似会社比較法 309円から551円  
 DCF法 341円から477円

なお、市場株価平均法に関しては、以下の各期間における東京証券取引所市場第二部における対象者株式の平均株価（普通取引終値）に基づき株式価値の算定がなされております。また、下記直近の重要事実とは、平成20年5月8日に対象者より公表された「平成20年3月期 決算短信」を指しております。

株価採用期間		1株当たり 株式価値
直近1週間平均	平成20年5月12日～5月16日	294円
直近の重要事実公表日以降6営業日平均	平成20年5月9日～5月16日	294円
算定結果		294円

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、市場株価平均法による算定結果である294円から類似会社比較法による算定結果の最高値である551円を対象者の株式価値のレンジと考え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり415円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成20年5月19日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の単純平均値293円（小数点以下四捨五入）に対して41.64%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。

## ② 算定の経緯

当社は、対象者の20.58%の持分を保有し、また、対象者は、当社のアンモニア製造プロセスより副生される炭酸ガスを利用するなど、両社は事業面においても深い提携関係を築いてまいりました。

当社は、当社及び対象者が補完関係にあり、川崎地区を拠点とする製造・ロジスティクス分野を中心として、両社が保有する経営資源を相互に有効活用し、従前にも増して連携を強化することが、より効率的かつ効果的であると考えており、平成20年1月より対象者を連結子会社化することについて検討を重ねてまいりました。かかる検討を踏まえ、当社は本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格について決定いたしました。

### (i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、野村證券より株式価値算定書を平成20年5月19日に取得しております。

### (ii) 意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	294円
類似会社比較法	309円から551円
DCF法	341円から477円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、市場株価平均法による算定結果である294円から類似会社比較法による算定結果の最高値である551円を対象者の株式価値のレンジと考え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり415円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

野村證券は、当社又は対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
7,175,000 (株)	— (株)	7,175,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が株式に換算した買付予定数（以下「買付予定数」といいます。）(7,175,000株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(7,175,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人（後記「(11) 公開買付代理人」に記載されているものをいいます。）を通じて株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,999 個	(買付け等前における株券等所有割合 20.63%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	199 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.82%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	7,175 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.24%)
対象者の総株主等の議決権の数	24,031 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成19年12月21日に提出した第66期中半期報告書に記載された平成19

年9月30日現在の「総株主の議決権の数」（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の単元未満株式199,647株から、平成19年9月30日現在の対象者の保有する単元未満自己株式448株を控除した199,199株に係る議決権の数である199個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を24,230個として計算しております。

（注3） 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金 2,978百万円

（注） 買付代金には、買付予定数（7,175,000株）に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。

#### (8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

#### ② 決済の開始日

平成20年6月25日（水曜日）

（注） 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成20年7月8日（火曜日）となります。

#### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、送金等の方法によりお支払いします。

#### ④ 株券等の返還方法

下記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人（若しくは公開買付代理人を通じて保管振替機構）により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

##### ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数（7,175,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数（7,175,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け

を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数) の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

## ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

## ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

## ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

## ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 20 年 5 月 21 日 (水曜日)

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが今期業績予想に与える影響については、確定次第速やかに開示いたします。



#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

###### ① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会の賛同を得ております。

###### ② 利益相反回避措置の内容

対象者は平成20年5月20日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。なお、対象者の取締役である高橋恭平氏は当社の取締役社長を兼務しており、当社と対象者との利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておりません。また、当社の役職員として勤務した経歴を有し、対象者取締役である藤井豊春氏、下村勝氏及び西本教幸氏についても、表明意見の公正性を担保する観点から、上記審議及び決議への参加を差し控えております。同様の観点から、対象者の大株主である株式会社ニチレイの取締役を兼務する三田勇太郎氏は、上記決議において棄権しております。

##### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

###### ① 平成20年3月期決算短信

対象者は、平成20年5月8日に、平成20年3月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく同期の対象者の業績は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

###### 1) 【損益の状況】

決算年月	平成20年3月期 (第66期)
売上高 (百万円)	18,318
売上原価 (百万円)	12,870
販売費及び一般管理費 (百万円)	4,981
営業外収益 (百万円)	148
営業外費用 (百万円)	60
当期純利益 (百万円)	292

###### 2) 【1株当たりの状況】

決算年月	平成20年3月期 (第66期)
1株当たり当期純利益 (円)	12.08
1株当たり配当額 (円)	10.00
1株当たり純資産額 (円)	469.14

###### ② 役員人事の件

対象者は、平成20年5月8日に株式会社東京証券取引所において、役員の異動について公表しております。

公表内容の概要は以下の通りです。

###### 1) 【取締役の異動予定】

1. 【取締役昇格及び就任予定】

専務取締役 大久保 徳 次 常務より昇格予定  
取締役 池 田 一 雄 新任予定（現 炭酸事業統括部長）

2. 【取締役退任予定】

常務取締役 下 村 勝  
取締役 岩 井 孝 夫  
取締役 浦 野 光 人

2) 【監査役の異動予定】

1. 【監査役就任予定】

監査役 嶋 崎 収  
(現 昭和電工(株)エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画室顧問)  
監査役 岩 井 孝 夫

2. 【監査役退任（任期満了）予定】

常任監査役（常勤） 青 木 信 吾  
監査役（常勤） 須 藤 清

3. 【異動予定日】

平成20年6月27日

※ 上記の内容については、平成20年6月27日開催予定の定時株主総会および同日開催予定の定時取締役会で決議承認されることを条件とします。

以 上

- ※ このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください
- ※ このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ※ このプレスリリースには、対象者株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります
- ※ 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。
- ※ このプレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。